

2012年6月定例会代表質問要旨&市当局答弁

文責；澤村

1 防災・減災対策の推進について

去る3月末に、県は、呉羽山、能登半島沖、糸魚川沖の断層による地震が起きた場合の、それぞれの津波シミュレーション結果を発表した。特に、呉羽山断層の場合は、射水市に1分で最大3.1mの津波が到達するとの予測である。能登半島沖の場合でも15分で1.5m、糸魚川沖の断層が連動した場合は14分で3.9mとの予測である。

非常に衝撃的な調査結果であり、これらの地震が起きた場合は、避難するにも時間的余裕がほとんど無いということである。これらが起きる確立は、3千年から5千年に一度程度ということだが、当分は起きないと誰も言い切れないはずである。こうした地震が起きないことを祈るばかりだが、市民の生命・財産を守るために、できることから対策を講じることが求められているのではないかと。

飛越地震時の多大な被害状況を踏まえた液状化可能性マップの再精査について

この津波シミュレーションの調査結果が発表されて以来、私も津波にばかり意識がとられがちになっているが、地震の揺れそのものによる被害を最小限に抑える努力を忘れてはならないと思う。県内では、西暦863年、1586年、1668年、1751年、1858年の地震により死傷者や建築物の倒壊などの被害があったと古文書に記されている。過去4百年余りの間に少なくとも4回、大きな被害を伴う地震があったということである。特に、最後の1858年の地震は、飛越地震と呼ばれるものだが、4月9日未明に跡津川断層を震源に発生したマグニチュード7.0以上のものと推定されている。この地震の被害は、死者百人未満、全半壊家屋1千軒前後ということだが、山の崩壊土砂により成願寺川が堰き止められてできた湖が二度にわたって決壊し、流域が土石流の氾濫によって甚大な被害を蒙ったという二次災害も発生している。しかしながら、平野部においても広範にわたって地割れや液状化、土地の隆起・陥没が起きていたことが、新潟大学災害・復興研究所の研究で明らかになっている。それによれば、射水平野内では、高岡市部分を除いた全体としては、240,520歩の広さ、つまり79.5haに及ぶ田んぼに液状化の被害があり、特に、和田川が丘陵地から平野に出た付近から庄川に合流するまでの和田川沿いに集中して100,000歩弱の被害があったとのことである。過去に液状化現象が発生した場所は、強い地震が起きれば再び液状化する可能性が高いと言われている。このような広い範囲にわたる液状化現象に対して有効な対策を講じることが相当困難なことと思われるが、危険度の目安を周知することは可能ではないか。平成10年度に当時の国土庁が策定した液状化ゾーニングマニュアルに基づいて平成22年に市が作成した液状化可能性マップでは、埋立地以外の射水平野はほぼ一様に中程度の危険度となっているが、潜在的に危険度の高い地域があるのではないかと。14年前に策定されたマニュアルに基づいたものであるし、マップ作成後に東日本大震災、呉羽山断層地震の被害想定の見直しということもあった。国に液状化ゾーニングマニュアルの改訂を求めることはもちろんのこと、先ほど申し上げた史実を精査したうえで液状化可能性マップを改訂する必要があると考えるが、当局の見解を問う。

都市整備部長答弁

平成22年11月に作成し、平成23年2月に全戸配布した地震防災マップの液状化可能性マップは、地形及び地質に基づき分類し液状化が起こりうる可能性を推定しているも

のであるが、既存住宅における液状化の対策については、その有効な対策をたてることは相当困難である。

また、液状化可能性マップのように、市民を対象に情報提供するようなものについては、幅広い世代の皆さんが容易に理解していただけるよう、出来る限り簡易で解りやすいものである必要があり、現在のマップは地域の地震に対する危険度を認識する啓発資料としてのその目的は十分に達成している。

なお、震災後に県が行った被害想定も、平成22年11月に市で作成した液状化可能性マップとは手法は違うが似たような結果が出ており、この点からも、現時点では議員指摘のようなマップ改訂は必要性が無いと考えている。

しかし、市としては、マニュアル改訂に限らず、地震・耐震に関する情報について、今後とも国及び県との連携を密にして情報収集に鋭意努めていく。

「射水市耐震改修促進計画」の目標達成見込みと再改訂について

また、呉羽山断層で地震が起きた場合、射水市の建物の全・半壊は53,000棟以上にのぼると予測されている。津波が来る前に建物の下敷きになっていては、避難することもかなわないので、公衆性の高い施設はもちろんのこと、一般住宅の耐震化の促進は、大きな課題ではないか。平成19年に策定され、その後平成22年に改訂された「射水市耐震改修促進計画」では、平成27年度末までに住宅の耐震化率を85%までに高めるとされている。改訂後に、東日本大震災があり、呉羽山断層の被害想定も見直されているので、この計画のさらなる改訂が求められるところだが、もともと「平成24年度に再度計画の見直しを行い、平成27年度末の目標を達成できるよう適切に実施していく」とされている。一般住宅の耐震化の進捗状況と今後の見込みはどのようなのか、また、耐震改修促進計画の再改訂をどのように進めるのか見解を問う。

都市整備部長答弁

国において平成18年1月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」が示され、住宅の耐震化率及び多数の人が利用する特定建築物の耐震化率について、平成27年度末まで少なくとも90%に引き上げることを目標にしている。また、県では国の基本方針を考慮し、平成19年4月に「富山県耐震改修促進計画」において、住宅は85%、特定建築物は90%を目標としている。

本市の「射水市耐震改修促進計画」は、平成19年に策定し、その後平成22年に改訂しており、住宅の耐震化率を県同様に85%とする目標を掲げている。地震の被害を軽減するためには、住宅の耐震化が重要であり、木造住宅耐震改修支援事業による補助や、税制面での支援措置などの制度を設けているが、費用負担が大きいこと、改修工事に一定期間かかるため生活面での煩わしさ等の問題により、過去3ケ年の耐震工事の戸数は10戸であり、住宅の耐震化率は平成22年度の52%から、ほとんど進んでいないのが現状である。

今後は、地域の住宅相談所や県と協力し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る普及啓発活動を実施しながら耐震化の促進に努める。また、耐震促進計画の見直しについては、国及び県の動向を見極め期間延長等を検討している。

防災意識の向上及び防災教育の取組方針について

さて、去る5月12日に開催された「射水市防災講演会」を拝聴させていただき、非常に感銘を受けた。特に、広域首都圏防災研究センター長の片田先生は、「大いなる自然の営みに畏敬の念を持ち、行政に委ねることなく、自らの命を守ることに主体的たれ」という信念に基づき、「想定にとらわれるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」という避難三原則を、力強く説かれていた。片田先生は、釜石市で防災教育に取り組み、その結果、あの津波が来ても小中学校生の99.8%を生存させたという奇跡を成し遂げた方であり、子どもたちへの防災教育がいかに重要なことなのかを痛感させられた。その逆に、釜石の津波ハザードマップで安全とされた地区で、多くの大人の方が亡くなられていることから、ハザードマップを鵜呑みにすることの危険性も思い知らされた。

このことから、市民一人ひとりの防災意識の向上、つまり、「自分の命は自分で守るしかない」という「津波てんでんこ」のような言わば防災思想が市民や子どもたちに根付かなければ、想定外の災害を生き抜くことはできないと、感じた。

本市においては、子どもたちへの防災教育、あるいは市民の防災意識の向上に、今後どのように取り組むのか方針を問う。

市長答弁

東日本大震災の教訓から、人的、物的被害を軽減する減災への取組が極めて重要であるとの認識を新たにしているが、市民にも大震災発生以降、「自分の身は自分で守る」という「自助」の重要性が再認識されており、災害に対する住民の意識が高まってきていると感じている。

本市では、この機会を捉え、より一層の防災意識の向上及び防災教育の推進に向けた取組みを実施してきている。

まず、海岸部の堤防等に津波注意看板、全市の屋内指定避難所及び沿岸部の電柱に海拔表記看板を設置し、意識啓発を行ったところである。

また、議員ご発言の中にもあったが、この5月に、初めて射水市防災講演会を開催し、住民一人ひとりが災害に対してどのように備えるかについて考えていただいた。なお、9月にも、新潟県中越沖地震の体験者を招いての講演会を予定している。

また、地域振興会を対象に「射水市地震防災マップ」及び「射水市避難所開設・運営マニュアル」に関する説明会の開催や各家庭、地域における災害への備えをテーマとした市政出前講座を実施してきている。さらには、今年度作成する津波ハザードマップを活用したワークショップも実施し、津波避難に関する意識啓発を行う予定である。

今後も、防災を考えていただく機会を増やし、一人ひとりができる減災につながる対策や災害への備え、また、自主防災組織への参加の一層の必要性・重要性を啓発しながら、各家庭や地域における防災力の向上に努めてまいりたい。

子どもたちへの防災教育については、小中学校において、身近に起きる危険を予測・判断し、進んで安全に行動する能力と態度が身に付くよう、教育活動全体を通して児童生徒に指導していくことが重要と考えている。

特に、定期的な避難訓練は、地震、津波、火災、不審者対応を想定したものとなっており、その状況に応じた適切な行動が身に付くよう繰り返し指導が行われている。

また、学校ごとに津波を含む自然災害を想定した危機管理マニュアルの作成も予定され

ており、緊急時の防災体制の強化を図ることになっている。

引き続き、命の大切さと災害の怖さ、そして普段からの準備と心構えの大切さについて、児童・生徒に指導していきたいと考えている。

2 子ども・子育て新システムについて

この、新システム関連3法案については、子どもは明日の日本を支える社会の宝ということから、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちを等しく確実に社会全体で保障することを基本理念とし、子ども・子育て新システム検討会議等での議論を踏まえ、今通常国会で審議入りした。社民党としては、自治体の責任の後退、保育の産業化・市場化、質の低下を招くものとして問題点を提起してきたので、それらを踏まえまして質問項目を通告したが、その後、いわゆる一体改革の民・自・公3党修正協議の中で、民主党が「総合こども園」の創設を断念し、「認定こども園」を拡充する現行法改正で対応するとの報道があった。おかげで質問項目も急遽変更を余儀なくされた。一体、今の政局はどうなっているのか、消費税引き上げのためには、なりふり構わず理念さえもかなぐり捨てて、子どもたちでさえスケープゴートにしてしまう、この無責任さに強い憤りを感じている。

議論が進められてきた事柄が修正協議の中であっけなく変更となったので、これまでの国での議論の進め方や対応に対して、地方自治体の立場から国に要請すべき点について見解を問う。

問題点の1つには、議論を進める中に、当事者である保護者や事業の実施主体である地方自治体がまったく蚊帳の外であり、その意見が全く加味されていないこと、2つには、自治体はもちろんのこと利用者、国民には一切その理念や制度設計が周知されておらず、準備期間がまったくもって不十分であること、3つには、財源に消費税増税分を充てるとしていることから、もし制度を充実しようとするさらなる消費税増税が求められること、これらの問題点を自治体としては、強く国に対応を迫っていかねばならないと考えるが、当局の見解を問う。

福祉保健部長答弁

子ども・子育て新システムへの移行は、現在の子育て支援制度の大きな変更を伴うものであり、国民の理解が不可欠である。

従って、当然、その周知については、国の責任において、事前にかつ十分になされる必要があると考えている。

また、制度設計に当たっては、政府の少子化社会対策会議が策定した「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の冒頭文にあるように、「子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育・保育のさらなる充実・向上を図るとともに、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう」地方自治体等関係者の意見が十分に反映されなければならないものであると考えている。

既に、全国市長会から政府に対して、新システムの本格実施に当たっては、十分な周知と準備期間が必要であること、また、国の責任において恒久的財源を確実に確保すること、さらには、制度の詳細の検討に当たっては、自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分に反映させることなどについて、提言・要請しているところであり、市としては、今後も

機会を見て、関係機関を通じ、国へ働きかけていく。

3 市民病院の診療棟の耐震化改築について 改築の進め方について

市民病院は、厳しい経営環境の中にあっても、地域の中核病院として、救急受け入れ体制の充実、心臓血管センターの開設など循環器診療の強化に努められ、ブランド力の向上に取り組むとともに、平成20年度に策定した病院改革プランに基づく経費削減、心臓カテーテル治療等の手術件数の増加、DPC対策、診療報酬の改訂などにより平成21年、平成22年と2年連続で赤字を圧縮された。その甲斐あってか、このたび、災害に強い防災医療拠点とするため、診療棟の耐震化改築を進められることとなった。これから基本構想を策定し、基本設計、実施設計の後、着工に移るものと思うが、当然、工事期間中においても、診療を止めるわけにはいかない。診療を続けながらも、どのように改築を進めようとしているのか、その基本的な方針を問う。

市民病院事務局長答弁

診療棟の耐震改築については、現在、病院内で検討委員会を立ち上げ、医師等病院スタッフの意見集約を行っているところである。

その中での前提条件として、改築に当たっては

診療棟は全面改築すること、現在の病院敷地内で改築すること、診療を継続しながら改築することを基本条件としており、今年度中に基本設計を完了する予定としている。

具体的な整備方針については、基本構想・基本設計策定のなかで詳細を詰めていくことになるが、いずれにしても先の3条件を満たす改築が必要と考えている。

救急部門の充実について

また、救急部門の充実については、以前、救急棟の整備が一旦計画はされたものの、立ち消えとなった経緯があると承知している。その後、「循環器センターが動き出し、広域医療圏における本格的な循環器救急受け入れ態勢が整う頃に改めて救急棟の設計、整備について検討する」とされてきた。加えて、総合計画の中・後期実施計画では、「循環器センターと同時に整備する予定であった救急棟は、診療棟とあわせて検討する」とされている。当然、医療スタッフの確保が大前提であると考えるが、今回の診療棟改築にあわせて救急部門の充実をいかに図ろうとしているのか見解を問う。

市民病院事務局長答弁

今回の診療棟整備計画は、過去に提起されていた救急棟の整備計画とは異なり、昭和52年建設で建築基準法上の耐震基準を満たしていない診療棟を一括して整備しようとするものである。

現在の診療棟には救急部門も含まれており、平成23年度の救急室利用患者数は4,210人、うち救急搬送患者は1,197人で、年々増加傾向にある。

加えて、昨年3月に発生した東日本大震災以降、市民の防災意識も高まりを見せており、射水市民病院が射水市の災害医療拠点としての役割を担うことも踏まえ、議員ご指摘のとおり医療スタッフの確保という課題はあるものの、今回の診療棟の改築に併せて救急部門の施設整備を充実させ、市民の医療ニーズに的確に対応していきたいと考えている。

4 既成市街地の住宅政策について

既存市街地の空洞化の現象面として、空き家の増加という問題がある。この問題は何も射水市だけの問題でなく、日本全国のこれまでの人口密集地で共通の問題であり、どこの自治体も、この問題で悩み、それぞれがさまざまな対応をしているという状況である。すでに県内では、富山市が中心市街地に限定してではあるが、まちなか再生の取組を進めているのをはじめとして、いくつかの自治体が空き家解消をめざした施策を展開している。本市においては、昨年度、空き家実態調査を取り組まれ、これからその所有者に意向調査を実施するとのことである。

しかしながら、空き家という目に見える現象面だけに捉われて空き家だけに絞って対症的にいろんな施策を展開しても、もぐら叩きが延々と続くだけで根本的な解決にはつながらないのではないかと。なぜ、市街地で空き家が増え続けるのか、人口が流出していくのか。一番の原因は、住宅環境が現代のライフスタイルに合わなくなってしまったからではないかと。

ならば、既存市街地の住宅環境の改善を促進するような施策を展開するべきではないかと。それも人口流出を留めるとともに、逆に流入してくるような画期的な施策をである。もちろん、現行の、住宅に関するいろんな補助や融資の制度もフルに活用すべきである。先ほど質問した耐震化、太陽光、バリアフリー化、あるいは県産材の使用などこれらに、津本議員がよく言われている地元業者への発注に対する補助なども組み合わせればどうか。また、例えば、現在、放生津町で進めている重点密集市街地整備事業の小規模版を4、5軒程度単位で民間事業者を展開してもらおうというのはいかがでしょうか。

国全体の人口は減少の一途で右肩上がりの経済成長も望めないという時代、もう既存市街地のほかに宅地を拡張し、インフラ整備に社会資本を投下するような時代は終わったのではないかと。それよりも持てる資産、既存市街地を無駄なく効率よく運営すべきではないかと。

中三まで医療費無料化などによって、県内では「子育てするなら射水市で」が大分定着してきている。せっかく射水市で子育てをしたくても、アパートの家賃や住宅の取得に係る経費が他の自治体より高かったら、これはもう本末転倒である。次は、是非とも「住まいをするなら射水市で」をめざし、県内でも群を抜くような住宅政策の充実をされることを心から念願して質問を終わる。

都市整備部長答弁

議員、ご指摘のとおり、従来の住宅環境が現代のライフスタイルに合わなくなった事をはじめ、諸々の要因により、既存市街地の空洞化が見受けられる。

本市で平成22年度に策定した、「射水市住まい・まちづくり計画」でも、空洞化が引き起こす様々な問題解決のために、住宅と住環境の一体的な改善、対策が必要としている。その対策の一環として、本市では「空き家実態調査」を行い、利用可能な空き家等の把握に努めるとともに、「空き家対策に関する庁内連絡会議」で、今後の利活用や除却について検討している。

また、政策アドバイザーの指導を得て、人口流出の歯止めと共に人口流入となるよう、各種定住施策についても協議、検討しており、一層の住宅環境の整備に努めていく。